尼 南 保第24830号

平 成31年２月１日

指定医療機関　各位

尼　崎　市　長

稲　村　和　美

　　（公　印　省　略）

在宅患者訪問診療料について(通知)

平素は生活保護行政へのご理解を賜り誠にありがとうございます。

さて、平成30年４月の診療報酬改定により在宅患者訪問診療料が在宅患者訪問診療料Ⅰ-１と在宅患者訪問診療料Ⅰ-２となりました。在宅患者訪問診療料Ⅰ-１の算定は従来のとおり、１人の患者に対して１つの保険医療機関の保険医の指導管理の下に継続的に行われる訪問診療について１日につき、１回に限り算定できます。今回、平成30年４月から９月までの診療報酬明細書を電子レセプト管理システムから抽出したところ、複数の医療機関において、在宅患者訪問診療料Ⅰ-１が重複している事例を確認しました。在宅患者訪問診療Ⅰ-１の医療については１つの保険医療機関のみとなります。指定医療機関におかれましては、適正な医療の給付についてご留意いただくようお願いします。

また、平成31年２月以降の在宅患者訪問診療料Ⅰ-１の重複は、算定要件を満たさないものとして、重複をしているそれぞれの医療機関の診療報酬明細書の返戻を行いますので、被保護者への医療の給付について被保護者と医療機関間でご検討いただき適正給付について調整をお願いします。

以　上

（南部保健福祉管理課）